

厚生労働省北海道労働局発表
平成30年11月27日

【担当】

厚生労働省
北海道労働局労働基準部安全課
課長 板倉 満
地方産業安全専門官 龍瀧 良之
代表電話：011-709-2311（内 3553）
直通電話：011-788-6371
FAX：011-756-0056

報道関係者 各位

「冬季労働災害防止運動」及び 「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開します

- 取組期間 平成30年12月1日から平成31年3月31日 -

北海道労働局（局長 ふくし わたる 福士 亘）では、平成30年12月1日から平成31年3月31日まで、「冬季労働災害防止運動」及び「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を、次のとおり展開します。

1 冬季労働災害防止運動

「冬季労働災害防止運動」の趣旨

北海道ではこれから本格的な冬を迎え、雪や凍結による労働災害の多発が懸念されます。特に、積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結し、転倒する労働災害が多く発生しています。

また、降雪や気温の変化による路面の凍結、吹雪による視界不良などにより交通事故が発生しやすくなる傾向があります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落による労働災害が多く発生しているほか、換気の悪い場所で内燃機関を使用すること等による一酸化炭素中毒が毎年発生しています。

このため、冬季における特有の労働災害を減少させることを目的として、「冬季労働災害防止運動」を展開します。

転倒災害防止対策



北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動を展開

交通労働災害防止対策



墜落・転落等災害防止対策



一酸化炭素中毒防止対策

- ・ 屋内作業場等の換気の悪い場所では、内燃機関を稼働させない。
- ・ 練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、十分に換気するなどしてから立ち入る。

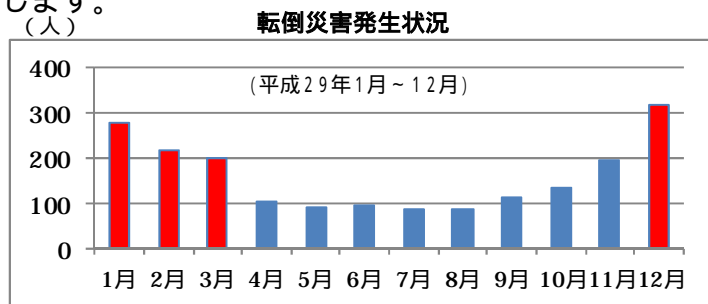
具体的な対策は、リーフレット裏面「冬季労働災害防止運動実施要領」をご覧ください。

2 北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動

(1) 「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の趣旨

北海道内における平成29年の休業4日以上の労働災害による死傷者数は6,676人で、そのうち転倒による災害は1,925人と28.8%を占めています。また、転倒災害のうち5割以上が12月から3月にかけて発生しています。

このことから、北海道労働局では、冬季の転倒災害を重点的に減少させることを目的として、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開します。



北海道冬季災害ゼロ てんとう防止運動
STOP! 転倒災害 運動期間：平成30年12月1日～平成31年3月31日
転倒災害ゼロを目指して取り組みましょう。

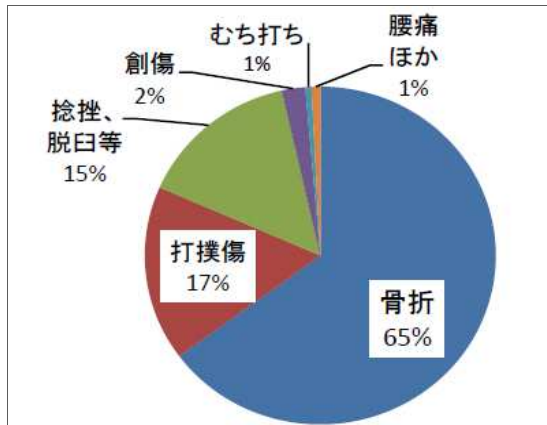
【運動の5Action】
 ① 作業トップの転倒防止にむくむく作業
 ② 安全確認責任者の徹底運用の実施
 ③ 4S（5S）運動の実施、高所作業の事前検査とマッピング作製の徹底
 ④ 高はしり必要とした場所の活動禁止（ヒヤリハット対象など）
 ⑤ 転倒の危険がある場所の改善

既かせよう！
「安全」のクローバー
 災害ゼロを達成したら、達成月の旗を塗りつぶし、すべての旗が緑色になるように取り組みましょう！

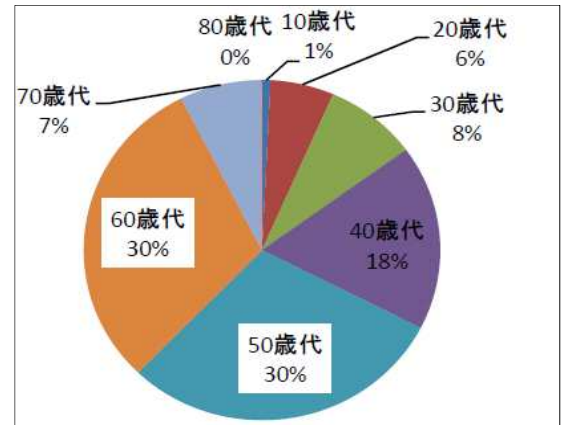
厚生労働省北海道労働局 各労働基準監督署(支署)

(2) 転倒による労働災害の発生状況

ア 「骨折」が65%と大多数を占め、続いて「打撲傷」、「捻挫・脱臼等」となっています。



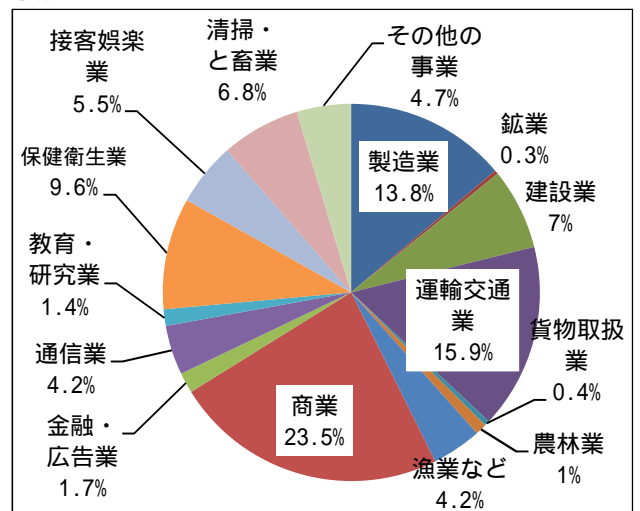
イ 50歳以上が全体の67%を占めています。



(3) 平成29年度の運動期間中の転倒災害発生状況

平成29年度の取組期間（平成29年12月から平成30年3月まで）において発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数は2,456人となっており、この内「転倒」により死傷した死傷者数は919人と、平成28年度の取組期間中の死傷者数と同水準の状況となっています。

同期間中に発生した転倒による死傷災害数の業種別の内訳では、商業で23.5%、運輸交通業で15.9%、製造業で13.8%となっています。（右図のとおり。）



3 本運動の取組方法

「冬季労働災害防止運動」実施要領（添付のリーフレット裏面に記載）及び「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」実施要領（添付のリーフレット裏面に記載）により取り組みます。

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」については、実施要領中の実施事項「運動の5 Action」の実施計画を立て、「具体的な転倒災害防止対策（例）」を参考に活動し、月ごとに転倒災害ゼロを達成したら、リーフレットの「てんとう防止君」が持っているクローバーの該当月の葉を緑色に塗りつぶし、すべての葉が緑色になることを目指して取り組みます。具体的には添付資料の「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法を参考としてください。

【添付資料】

「冬季労働災害防止運動」リーフレット

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」リーフレット

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法

冬季特有の労働災害を防止しよう!



STOP! 労働災害

北海道内は、冬季の積雪、寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結するなどのため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うようにして下さい。

取 組 期 間

平成30年12月1日 から 平成31年3月31日まで

転倒災害事例

～滑りにくい靴の着用、危険マップの作成～

《事例1》(2月、午前1時)

【概要】 除雪車による、道路排雪直後の路面で転倒し、頭部を強打した。(死亡)

【再発防止対策】

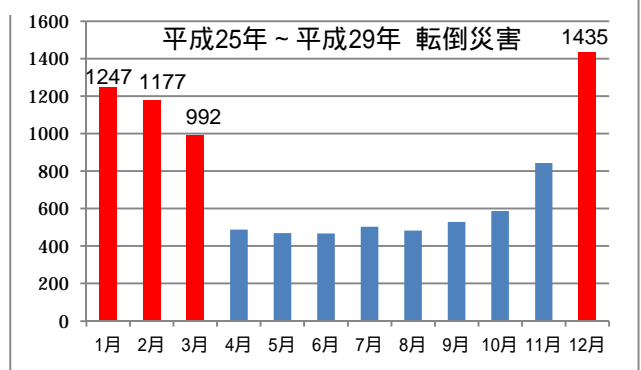
滑りにくい靴を着用するとともに、排土板等で締め固められた滑りやすい部分(光っている部分)は、できる限り避けて通行すること。

《事例2》(3月、午前8時)

【概要】 事業場敷地内を歩行中、凍結路面で転倒した。(休業)

【再発防止対策】

通路等は凍結防止対策(融雪剤、砂の散布、融雪マット等)を講じること。滑りにくい靴を着用すること。



転倒災害防止点検項目	
1 敷地内の通路は指定していますか	
2 屋外の通路を除雪していますか	
3 敷地内にある通路は凍結防止対策(融雪剤、融雪マット)を行っていますか	
4 冬用の履物を使用していますか	

交通労働災害事例

～路面状況に合わせた運転、シートベルトの全席着用～

《事例1》(1月、午前11時)

【概要】 ワゴン車がスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のダンプカーに正面衝突した。(死亡)

【再発防止対策】

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



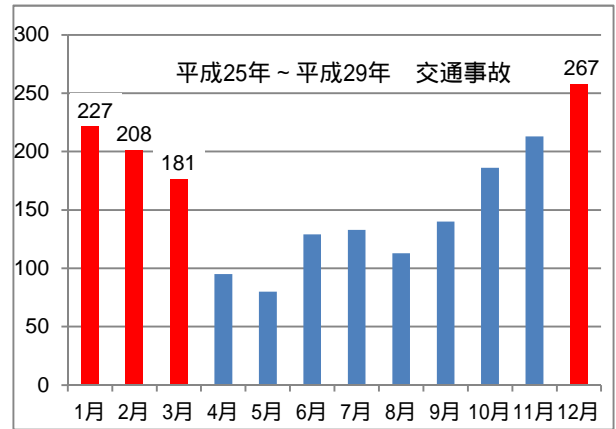
《事例2》(2月、午後2時)

【概要】 吹雪に巻き込まれ、事故のため停車している車両に気づかず追突した。
(休業)

【再発防止対策】

吹雪等のため視界が悪い場合には、最徐行の上、前方に停車している車両に注意するとともに、ハザードランプを点滅するなど、自車の存在を他車にわかるようにすること。

また、走行を中止し、安全な場所に車を移動し退避すること。



交通労働災害防止のための点検項目	
1 冬道(圧雪、アイスバーン)を運転する場合は、路面状況に合わせた速度に落とされていますか	
2 十分な車間距離をとって運転していますか	
3 冬用タイヤ(スタッドレスタイヤ)については摩耗の有無について点検していますか	

墜落、転落災害事例

～墜落制止用器具(安全带)の取付設備の設置及び確実な使用～

《事例1》(2月、午後2時)

【概要】 スコップで屋根の雪庇を落とす作業中、屋根から墜落したもの。(死亡)

【再発防止対策】

屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために墜落制止用器具(安全带)を使用するなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。



《事例2》(2月、午前9時)

【概要】 倉庫の屋根に上がり除雪作業中、明かり取り用プラスチック窓を踏み抜き、5.7メートル墜落する。(死亡)

【再発防止対策】

事前に窓の位置を確認するとともに、プラスチック窓に歩み板を設け、又は防網を張るなど、墜落防止措置を講じてから作業すること。

墜落、転落防止のための点検項目	
1 当日の天候を確認していますか。 また、気温が高い場合には作業を中止する基準はありますか	
2 労働安全衛生法に基づき、親綱、ロリップ等の墜落制止用器具(安全带)取付け設備を設置して墜落制止用器具(安全带)を使用していますか	
3 はしごの使用については、上端及び脚部を支え又は固定して使用していますか	
4 屋根上に天窗等で踏み抜いて墜落する危険のある箇所がないかを事前に確認していますか	
5 開始前に安全な作業方法・作業手順を定め、それに基づいて作業手順書を作成していますか	
6 雪を落とす場所の周辺については、立入禁止区域を設定し労働者の立ち入りを禁止していますか	
7 軒先等の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じた上で作業していますか	

一酸化炭素中毒事例

～内燃機関の原則屋内使用禁止～

《事例1》(12月、午後1時)

【概要】 薪釜でパンを焼成していたとき、換気が不十分であったため、労働者が一酸化炭素中毒となったもの。(休業)

【再発防止対策】

十分な換気対策を講じること。

一酸化炭素中毒防止のための点検項目	
1	屋内作業場等、自然換気が不十分なところで、内燃機関を使用していませんか
2	屋内で、練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所を立入禁止としていますか
3	上記場所に立ち入る場合には、換気をして、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ、立ち入らせないことを徹底していますか

冬季労働災害防止運動実施要領

厚生労働省 北海道労働局

北海道内は、冬季の積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結する等のため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うようにして下さい。

取組期間

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

共通実施事項

- 1 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。
- 2 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
- 3 寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
- 4 防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は極力避け、また、日没時間も早まることから、余裕を持った工期を設定すること。
- 5 作業開始前にKY(危険予知)活動を実施すること。
- 6 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 7 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置(リスクアセスメント)を実施すること。
- 8 安全管理者、衛生管理者等安全衛生管理責任者は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
- 9 労働災害の発生に迅速・的確に対処するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。

転倒災害防止対策

- 1 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。
- 2 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- 3 小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、「急がず、ゆっくり」歩くこと。
- 4 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。
- 5 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。
- 6 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- 7 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。
平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を実施します。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道運転は、法定速度の遵守はもとより、路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転すること。
- 2 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため死角が発生し、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、徐行する等、特に注意すること。
- 3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無を点検し、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 4 運転者は、冬道の運転について危険予知を行い、余裕を持って安全運転をすること。
- 5 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用すること。

墜落・転落等災害防止対策

- 1 屋根の除雪や建物屋上の雪庇を取り除く作業を行うときは、墜落防止のため、墜落制止用器具（安全帯）取付け設備を設け、作業員に墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
- 2 はしごの滑り防止のため、はしごの脚部及び上部を固定すること。
- 3 屋根の除雪を行っているときは、周辺を立入禁止とすること。

一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等の換気の悪い場所では、内燃機関を稼働させないこと。ただし、やむを得ず内燃機関を使用する場合は、換気を十分に行うとともに、一酸化炭素濃度を常時測定し、作業環境を監視すること。
- 2 練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所に立ち入るに際して、十分に換気を行い、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ立ち入らせないことを徹底すること。

このリーフレットは、

冬季特有の労働災害を防止しよう

で

検索

厚生労働省のHPも併せて参考として下さい。

職場のあんぜんサイト

で

検索



厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督（支）署

北海道冬季災害ゼロ てんとう防止運動



STOP! 転倒災害

運動期間：平成30年12月1日～平成31年3月31日

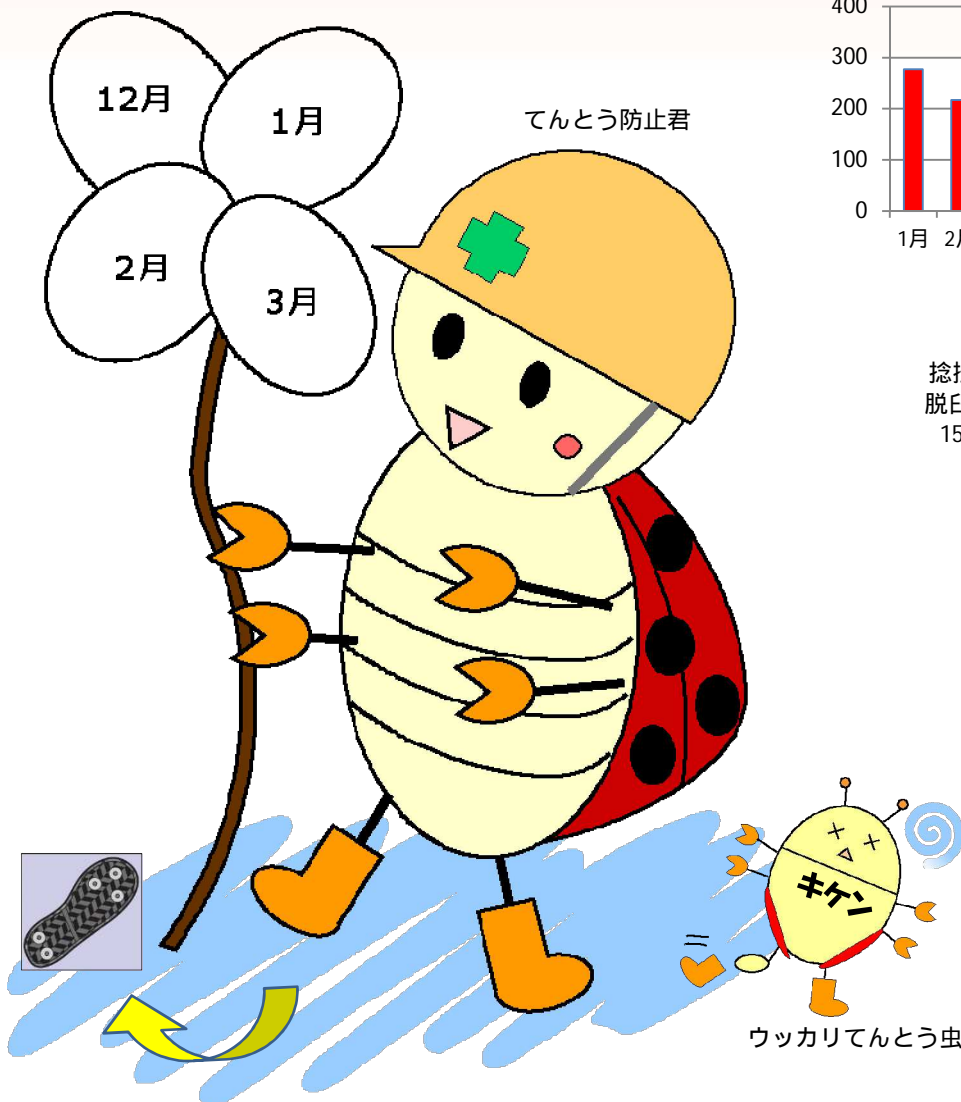
転倒災害ゼロを目指して取り組みましょう。

【運動の5Action】

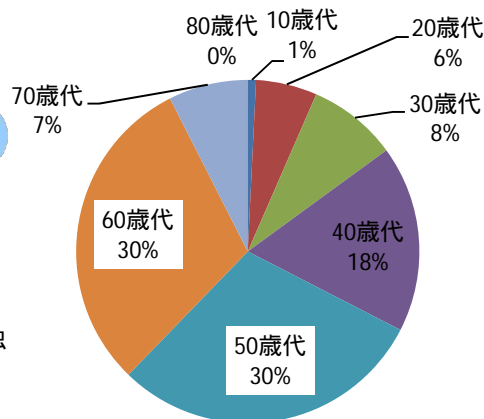
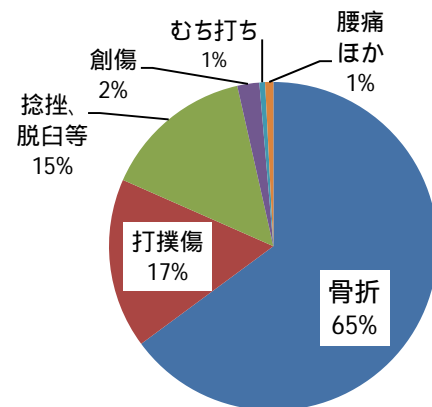
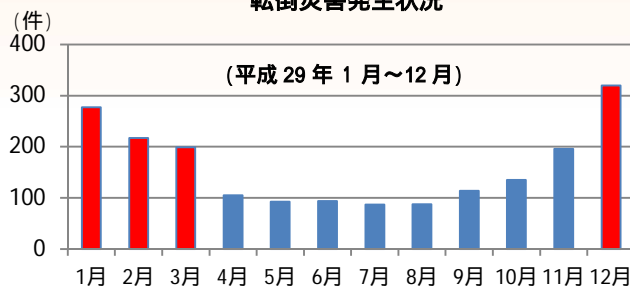
- 🕒 経営トップの転倒防止に取り組む意志表明
- 🕒 安全担当責任者の職場巡視の実施
- 🕒 4S(5S)活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進
- 🕒 危ない!と感じた場所の情報集約(ヒヤリハット報告など)
- 🕒 転倒の危険がある場所の改善

咲かせよう!
「安全」のクローバー

災害ゼロを達成したら、達成月の葉を塗りつぶし、すべての葉が緑色になるように取り組みましょう!



転倒災害発生状況



資料：労働者死傷病報告(休業4日以上)による



厚生労働省北海道労働局

各労働基準監督署(支署)

『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』実施要領

厚生労働省北海道労働局

北海道内における平成29年の休業4日以上労働災害による死傷者数は6,676人で、そのうち転倒による災害は1,925人と28.8%を占めています。

また、転倒災害のうち5割以上が12月、1月、2月、3月に発生しており、冬季ではないが、平成29年6月には冷凍庫内で転倒し頭部を強打したため死亡する災害も発生しております。

北海道はこれから本格的な冬を迎え、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところです。

北海道労働局では、冬季災害防止対策のうち「転倒」に着目し、重点的に対策に取り組むことによって大幅に労働災害を減少させることを目標に、『北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動』を展開しますので、一人ひとりの積極的な取組により、冬季の転倒災害を撲滅しましょう。

運動期間 : 平成30年12月1日から平成31年3月31日

実施事項 : 「運動の5 Action」

- 👤 経営トップの転倒防止に取り組む意志表明
- 👤 安全担当責任者の職場巡視の実施
- 👤 4S(5S)活動の実施、危険予知活動や冬季危険ヒヤリマップ作成の推進
- 👤 危ない!と感じた場所の情報集約(ヒヤリハット報告など)
- 👤 転倒の危険がある場所の改善

主唱者 : 北海道労働局 各労働基準監督署(支署)

実施者 : 事業者及び労働者



【具体的な転倒災害防止対策(例)】

《屋外での転倒災害防止対策》

冬期間は凍結した路面で転倒し怪我をする災害が多く目立ちます。事業場内の駐車場や通路、また、通勤経路では次の対策を実施しましょう。

- 👤 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所を確認し、「**危険マップ**」を作成する等により労働者に周知すること。
- 👤 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- 👤 小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、「急がず、ゆっくり」歩くこと。
- 👤 通路等は凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を講じること。
- 👤 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。
- 👤 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- 👤 **初めて北海道の冬を経験する者**に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。

《屋内での転倒災害防止対策》

水や油で濡れた床で滑って転倒したり、段差につまずいて転倒する災害が多く目立ちます。水のたまるところは水はけのよい床に改修し、油などの汚れは定期的な清掃により取り除くなどの対策が必要です。次の対策を実施しましょう。

- 👤 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる。
- 👤 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする。
- 👤 床の油汚れや床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない。
- 👤 通路には物を置かない、物をはみ出させない。
- 👤 専用の滑りにくい履物を履く、靴のかかとを踏まない。
- 👤 走らない、ポケットに手を入れたまま歩かない。
- 👤 決められた通路を通る。
- 👤 出入り口や曲がり角では歩行速度をゆるめ、対向する人の有無を確認する。

駅構内、ビルなどに設置されているエスカレーターでは、歩くと振動による急停止や接触などによる転倒災害につながります。エスカレーターでは歩かないようにしましょう。

また、スマートフォン等を操作しながら歩く「ながら歩き」は、接触やつまずきによる転倒災害の原因になるので、行わないようにしましょう。

このリーフレットは、

北海道労働局 てんとう防止運動

検索

STOP! 転倒災害
プロジェクト

厚生労働省では、企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の**創意工夫事例**(見える化事例)を募集し、公開していますので、参考にしてください。

職場のあんぜんサイト

検索

事業者の皆様へ

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法

北海道労働局労働基準部安全課

- 1 実施要領に記載されている、実施事項「**運動の5 Action**」の実施計画を立てましょう。
- 2 北海道労働局のホームページからリーフレットをダウンロードするなどして、A3版で印刷し、**労働者の見やすい位置に掲示**します。
いくつも部署がある場合は、部署ごとに掲示するとよいでしょう。
- 3 経営トップの**決意表明や安全衛生に関する宣言**をリーフレットと**併せて掲示**しましょう。
- 4 取組期間は、平成30年12月1日～平成31年3月31日となります。
- 5 各月毎に「転倒災害ゼロ」又は「災害ゼロ」(事業場において選択可)を達成したら、リーフレットのてんとう防止君がもっているクローバーの該当月を「緑色」に塗りつぶします。
- 6 クローバーすべての葉が「緑色」になるよう、実施要領に書かれている「具体的な転倒災害防止対策(例)」を参考に、「転倒災害」ゼロを目指して取り組みましょう。

[照会先]

北海道労働局労働基準部安全課 (代)011-709-2311 (内線3553)